

くらしの安心情報

情報ファイル NO.36

平成 20 年 3 月 10 日

クレジット会社から使った覚えのない請求を受けてしまった、どうしよう～。

被害内容

【相談者 20代女性】

クレジットカードで、ガソリンスタンドなどの支払をしています。そのクレジット会社から、今月使った覚えのない請求を受けてしまいました。どのようにしたらいいでしょうか。

対処方法

相談者には、すぐにクレジット会社に連絡するよう助言したところ、調査の結果、ガソリンスタンドの入力ミスと判明し、請求は取り消されました。

クレジットカードは、現金を持たなくても買い物ができる便利なものですが、借金と同様で、後で支払わなくてはなりません。

トラブルに遭わないために、次のような注意が必要です。

- ・ カードを受け取ったら、まず裏面に自筆でサインしましょう。
- ・ カードはしっかり管理し、他人に貸したりしてはいけません。
- ・ 収入不足をキャッシングで補うなど、安易な使い方はしないでください。
- ・ 紛失や盗難にあったときは、速やかに警察とカード会社に届けましょう。
- ・ 控えの伝票は保管し、請求書の内容に間違いがないか必ずチェックしましょう。

トラブルに気がいたら早く家族等に連絡し、市町村相談窓口や消費生活センターに相談してください。

カードは便利だが・



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)